様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ２８ 年　 ６ 月 １４ 日現在

機関番号：１１６０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2013～2015
課題番号：２５５１７００２

研究課題名（和文）震災・原発事故が農村女性起業活動に及ぼした影響と今後の復興に関する調査研究

研究課題名（英文）Current situation and issues for reconstruction of rural women's enterprises damaged by the Great East Japan Earthquake and the accident of the Fukushima Nuclear Power Plant

研究代表者
岩崎　由美子（Iwasaki, Yumiko）

福島大学・行政政策学類・教授

研究者番号：８０３０２３１３

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、東日本大震災および福島第一原発事故により大きな被害を受けた福島県の農村女性起業事例を調査対象として、被災の状況と復旧に向けた課題・問題点、今後の経営再開や活性化の方向性と支援機関の役割について考察を行った。避難指示区域内の事例に関しては活動を休止したままの経営体が多いものの、中には避難先で起業活動を再開した事例や、自らの加工技術を生かして被災者支援活動を行う事例など多様な取り組みがみられた。これらの事例においては、震災後新たに結ばれた支援者とのネットワークが活動再開への大きな原動力となっており、地域内外への積極的な情報発信によるネットワーク形成の重要性を把握することができた。

研究成果の概要（英文）：The Great East Japan Earthquake and a Fukushima Daiichi nuclear power plant accident brought serious damage to the rural women's enterprises in Fukushima Prefecture. In this study, I interviewed many female entrepreneurs in the nuclear evacuation zone in Fukushima and examined the problems towards the reconstruction of their businesses. Most rural women's enterprises in the nuclear evacuation zone have stopped their activities, but there are also examples which resumed their businesses at the refuge places. In these examples, the network with the supporters that newly formed after the earthquake disaster became a big driving force of resumption of their businesses. It is necessary to disseminate information on the rural women's enterprises in Fukushima to enhance support for the resumption of their businesses.

研究分野：農村計画論

キーワード：農村女性起業　震災復興　原発事故　六次産業化　社会的企業

１．研究開始当初の背景

90 年代農政の新たな政策対象として「農村女性起業」という言葉が登場してから 20 年近く経過した。農村女性起業とは、農村に在住している女性が主体となって行う、地域産物を利用した経済活動のことを指す。家産に基づく農業経営と家単位での地域運営という、農村特有の制度・慣習のもとでは、農家女性の無償労働や農地等固定資産へのアクセスの困難性といった問題はもとより、地域社会における方針決定の場への参画状況も未だ低い水準にある。しかし、そのような中にあって農村女性起業は、女性が経営権をもち、そこでの労働が女性自身の収入につながる場を女性たち自らが地域社会に創出していくものであり、従来の農村的ジェンダー秩序を組み替える動きとしても注目されている。

1993 年度に農村女性起業の全国的調査が農林水産省により初めて実施され、当時全国で 1,255 件であった事例数は、2010 年度には 9,757 件に増加しており、事業内容についても従来の中心的業種であった農産物加工・直売から、農家レストラン、農家民宿といった業種の多角化が広がっている。こうした農村女性起業は、地域経済の活性化のほか、高齢・小規模農業者の就農意欲を喚起し、農地の耕作放棄地化を防止する役割を果たしていることが各種実態調査から報告されており、近年では、起業活動から得た収益を地域福祉や食農教育と行った非営利活動の原資として利用する社会的企業の取り組みも各地にみられるようになった。

東北地方における農村女性起業の事例数は、2010 年度の農水省調査では全体の約 25%を占め、なかでも宮城県は事例数が全国第 3 位（424 件）、岩手県は第 5 位（421 件）、福島県は第 13 位（309 件）を占めていたことからも、東日本大震災の被災地域は農村女性起業活動がきわめて活発な地域でもあった。福島県を例に挙げると、「までいな村づくり」で知られる飯舘村では「どぶろく特区」による農家レストランや女性農業委員の経営する農家民宿などが地域活性化に大きく貢献していたし、近隣の葛尾村や浪江町、川内村でも、営利法人や企業組合として法人化を果たした女性起業グループが活躍し県内外から高く評価されていた。

しかしながら、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故は、これら農村女性起業にも多大な被害をもたらした。沿岸部では大津波により活動基盤である加工・直売施設等が破壊され、また、原発事故の避難区域に指定された福島県の農山漁村では活動の休止を余儀なくされた。とくに福島県では、避難区域に指定されず営農および起業活動を継続している場合でも、農地の汚染や風評被害によって経営上大きな打撃を受けている事例が少なくない。農村女性起業の被災実態や復旧・復興状況についての全体像はいまだ明らかにされていない状況にあった。

２．研究の目的

本研究は、東日本大震災で被害を受けた東北地方の農村女性起業のうち特に福島県の事例を調査対象として、被災の状況と復旧に向けた課題・問題点を各種調査により明らかにすることで、3.11 後の農村女性起業の経営展開の方向性と支援機関の役割について検討することを目的とした。福島県に焦点を当てたのは、大地震と大津波の被害に加え、原発事故による放射能汚染およびそれに伴う風評被害という「多重の被害」を受けているためである。本研究では、避難指示区域内の農村女性起業事例のみならず、避難指示がなされなかった中通り・会津地方の女性起業事例についても積極的に調査を行うことで、震災前後の経営変化や風評被害の影響、それに対する対応などを明らかにしたいと考えた。

３．研究の方法

(1) 文献及び統計資料の調査

東日本大震災が東北地方の農業・農村に及ぼした影響と復旧・復興をめぐる課題・問題点について、農業経済学、農村計画学、農村社会学等の諸分野の文献・資料の収集を行った。併せて、農村女性起業に関わって、ジェンダー論、非営利組織論等の文献・資料の収集と整理分析を行い、近年の動向を把握した。また、中央省庁、シンクタンク、都道府県、市町村等の調査報告書、復興計画等を収集し、全国的状況及び過去との比較という視点から分析枠組みを検討した。

(2)事例収集とデータベース化

福島県の農村女性起業事例について、各種資料より収集を行った。その際、都市地域・平地農業地域・中山間地域等の地域特性を考慮に入れ、さらに当該経営体の組織形態に着目し、任意組織、協同組合（企業組合等）、営利法人（株式会社等）、非営利法人（ＮＰＯ法人等）の事例について類型化を行い、データベースを作成した。

(3) インタビュー調査の実施

上記(2)で収集した事例のうち、地域分布等を考慮して 20 件の事例をピックアップし、現地に赴いてインタビュー調査を実施した。内訳としては、避難指示区域内の事例として、飯舘村の事例 5 件（福島市、喜多方市、岐阜県に避難）、葛尾村の事例３件（郡山市および三春町に避難）、大熊町の事例１件（会津若松市に避難）、浪江町の事例１件（福島市に避難）、の計 10 件である。また、避難指示区域以外の事例については、福島市の事例３件、須賀川市の事例１件、二本松市の事例１件、相馬市の事例１件、喜多方市の事例１件、

西会津町の事例１件の計 10 件である。
　また、福島県の農村女性起業を支援している都市の消費者団体やＮＰＯ等への聞き取り調査も併せて実施した。具体的には、福島市内のＮＰＯ１件、藤沢市の消費者グループ１件、女性起業と交流をしている埼玉県内の高校１件、新潟県内の観光協会１件、東京都内の協同組合シンクタンク１件の計５件である。

(4)聞き取り調査項目
　聞き取り調査では、震災・原発事故に直面してどのように動いたのか、また、被災後と今後の復興への思いはどのようなものかを把握するために、①被災前の生活・生業（自家の農業経営、農産加工・直売等起業活動の内容)、②被災によるその変化の実態、③（避難者に対して）避難生活の実態、④原発被災があぶり出した問題、⑤今後の活動再開・活性化に向けた課題、という５つの観点を設定して調査を実施した。とくに、今後の経営再開の見通しとそのために必要な支援、震災後新たに形成された支援者等のネットワークの役割等に重点を置いて聞き取りを行った。

４．研究成果

　本調査研究を通して判明したことは以下のとおりである。

(1) 震災後の農村女性起業数の変化
　まず、震災後の東北地方における農村女性起業の事例数を農水省調査により確認したところ、2012 年度は全体の約 26%を占め、震災以前と同様に約 1/4 のシェアを占めている。個別にみれば、岩手県は全国第２位（438 件)、宮城県は第６位（400 件)、秋田県は第７位（386 件)、青森県は第８位（376 件)、山形県は第９位（375 件）と東北５件がベストテン入りした一方、唯一ベストテンから漏れた福島県は 247 件(16 位)で前回調査(2010 年度）時（309 件）と比べると、62 件の減少が見られた。原発事故の避難指示区域に指定された浜通りおよび阿武隈地域の事例数が抜けたためである。とくに、阿武隈地域では農産物加工や直売活動で活躍する農村女性起業が多く存在していたが、その多くはいまだ経営再開に至っていないことが明らかになった。

(2) 阿武隈地域における地域づくりの経緯
　阿武隈地域では、1960 年代後半から地域内の低未利用地を開発し大規模畜産基地を建設する内容の「阿武隈広域農業開発基本計画」が策定され、草地開発事業や村営牧場建設事業が各地で盛んに行われた。稲作プラス畜産、養蚕、葉たばこやこんにゃく等工芸作物の複合経営化が積極的に進められたが、養蚕の衰退により桑園の耕作放棄地が増大し、また葉たばこ等の工芸作物も減少する中で、近年では冷涼な気候を生かしたトルコキキョウなどの花卉や高原野菜の産地形成が行われてきていた。
　とくに、90 年代から 2000 年代にかけ、阿武隈地域は、高速道路網や新幹線整備により首都圏から比較的近い割には「田舎らしさ」を味わえる場所として、都市から農村への移住者や二地域居住者が増加していた。中山間地域総合整備事業等の導入により交流施設（活性化センター）が各地で建設され、その管理主体として設立された住民組織が、農産物直売所の運営、特産品加工事業、都市農村交流事業等を積極的に展開しており、これら地域づくりの中心的担い手は女性農業者であった。

(3) 飯舘村における農村女性起業の活動
　例えば、阿武隈地域の自治体の一つである飯舘村では、90 年代から女性の参画による村づくりを積極的に進めていた。「若妻の翼」（1989 年）を契機として、96 年から始まる「第４次総合振興計画」では、行政区単位の地区別計画の策定に当たり、各行政区の委員数は原則として男女同数とし、女性の意向をできるだけ村づくりに反映させる仕組みを構築した。とくに、「までいライフいいたて」というキャッチフレーズで知られる「第５次総合振興計画」策定（2004 年）とほぼ同時期に、飯舘村が周辺市町村との合併から離脱したのを契機として、「自立のむらづくり」に少しでも貢献しようと農産加工所や農家レストラン、農家民宿等の農村女性起業が続々と生まれた。とくに、阿武隈地域には、凍もち、凍み豆腐、干し柿、切干大根といった保存食や、山菜、菌茸類のような「山の恵み」を生かした食文化があり、直売所や農家レストランでは売れ筋商品の一つであった。過疎と高齢化、市町村合併の大波のなかで、女性農業者たちは食品加工、直売所経営、グリーンツーリズムなど農山村の価値の発掘を通して、地域を担う力強い存在に変貌する途上にあったが、原発事故は、その活動を支える山里の恵みと食文化を奪い、地域で担った食と農への信頼を断ち切ったのである。

(4) 農村女性起業家による「小さな復興」
　震災から５年が経過した 2016 年３月現在、福島県では 10 万人余りが避難生活を余儀なくされている。被災者らの生活再建は遅々として進まず、「震災関連死」の増加が示すように心身の疲弊は深まる一方である。元のように居住し生活できる故郷・自宅への一日も早い帰還を望む被災者は多いが、たとえ避難指示が解除されても、放射能汚染による健康被害を危惧する人は少なくなく、また、インフラ整備や公共施設の復旧、農林漁業等生業の再生など、地域生活を支える基盤が確保できなければ、帰還を決断することは容易ではない。
　このような厳しい状況の中で、福島の問題

をさらに複雑にしているのは、避難者間、避難者と非避難者間、あるいは被災自治体間といった被災当事者の間での「困難の共有」の難しさである。原発事故後策定された政策・制度は、地域の人びとの生活に苛烈な分断を引き起こした。家族、親族、近隣の人々が空間的に分離を強制されただけでなく、国の避難指示等と連動した指針や賠償基準は区域間の賠償格差をもたらし、今後の帰還をめぐっても不完全な情報のもとで「帰る／帰らない」の選択が強要され、その過程で生じた様々な対立は、人間関係の分断や地域コミュニティの解体につながっている。

他方、このような「作られた」分断状況を乗り越え、避難者が自発的に地域内外の人びととネットワークを形成し、未来につなぐ希望を見出そうと取り組んでいる「小さな復興」の試みが活発化している。本調査結果からも、プレハブ仮設住宅で暮らす高齢者の生きがいの創出や、借り上げ住宅避難者の交流の場の提供、県外避難者のネットワークづくりと保養キャンプによる子ども支援、阿武隈地域の食の伝承、そして生産者・消費者の信頼関係の回復に向けた取り組みなど、農村女性起業家による多様な活動が展開されていることがわかった。避難住民のニーズ、とくに、独居高齢者や県外避難者など弱い立場に置かれた住民のニーズを生活者の視点から拾い上げ、女性起業家自らがもつネットワークを駆使しながら固有の特技や能力を発揮することで、避難者の生と暮らしに不可欠な活動が生み出されている。

(5)「かーちゃんの力・プロジェクト」

例えば、飯舘村の女性農業者と福島大学との協働により始まった「かーちゃんの力・プロジェクト」は、地域づくりの蓄積を今後の復興支援に生かそうと 2012 年 10 月より活動を開始している。福島市内のＮＰＯ法人の協力を得て農産加工施設を市内に確保し、様々なイベントの実施や加工品販売、仮設住宅で暮らす高齢者向けの弁当販売等に取り組み、避難住民のみならず福島で暮らす地域住民を支援してきた。プロジェクトには、福島市や二本松市、三春町の民間借り上げ住宅や応急仮設住宅で避難生活を送っている女性農業者らおよそ 20 名が参加し、故郷の味の弁当や加工品の販売・提供を通じて、仮設住宅の高齢者の安否確認、見守り活動を行っていた。

プロジェクトの開始にあたって最も問題になったのは、販売する食品の「安全・安心」の確保であった。これまでの起業活動においても「身体にいいもの、安全・安心な食べ物を消費者に提供したい」というこだわりをもっていたメンバーからは、「加害者になりたくない」という声が多く出された。そこで、チェルノブイリ支援を行ってきた NPO のアドバイスを参考に、プロジェクトで提供する食品の原材料や農産加工品は全て放射性物質測定検査を実施し、検査結果は消費者に公開することとした。ウクライナの食品基準値を参考にして独自基準（20Bq/kg）を設定し、それをクリアした商品のみにロゴシールを貼付することを取り決めた。かかる食の安全に関わる取り組みが消費者の共感を呼び、「かーちゃんの力・プロジェクト」は、300 名近くの都市住民・消費者のサポーター会員を抱えるまでになった。年１万円の会費で入会したサポーター会員は、年間 6000 円相当の商品が送られ、残った金額はプロジェクトの運営経費に当てられている。

設立から 5 年を迎えたプロジェクトは、これまで支援を受けてきた補助金の終了に伴い、運営体制の見直しや事業の重点化などの課題に直面している。しかし、全国に広がるサポーター会員、加工品の定期購入者、放射能の影響で福島では採れない山菜などの食材を送っているグループや個人、その他さまざまな形で支援してくれる人々の豊かなネットワークは今もまだ広がり続けている。2015 年にはＮＰＯ法人格を取得し、帰村後の高齢者の生活支援を行うコミュニティ・ビジネスも構想している。

(6)自治体復興計画への反映

こうした農村女性起業家による「小さな復興」の取り組みは、自治体が策定する復興計画にも少なからぬ影響を与えている。例えば飯舘村では、2011 年 6 月に村長名で「までいな希望プラン」が発表された後、「いいたてまでいな復興計画」が第１～５版まで策定された。最終案である「第５版」（2015 年 3 月策定）の特徴を挙げると、第一には、これまでの復興計画策定過程では時間的制約もあって村民の声を十分に生かすことができなかったという反省にたち、計画策定の議論の場として村民参加による村民部会が設置された点である。総勢 24 名の村民委員が、「教育部会」「暮らし部会」「健康・福祉・高齢者部会」「農地保全・営農再開部会」のいずれかに所属し、担当課職員、大学研究者とともに議論を重ねた。

第二としては、「帰還する人」も「しない人」も「当面出来ない人」も、それぞれが互いに助け合って、各自の生活再建を進めていく「ネットワーク型の新しいむらづくり」という基本方針を打ち出した点である。「第５版」の検討過程では、「帰る／帰らない」という二者択一の選択肢が村民の分断を深めてきたことを鑑み、「これ以上の分断、亀裂を生まぬよう、『撓め』のある計画にしたい」という声があがった。村民一人ひとりがそれぞれの場所で自分の生活を回復することを主眼に置き、そのためには外部の支援者の手も借りながら、村民同士で互いに助け合っていくこと、とくに弱い立場の人や困っている人たちを村民が支える仕組みをつくること、そして、村民それぞれの立場から、できる範囲でむらの再生に関わること、その際には、

被災後に村民が避難先で築いた活動の基盤を、これからのむらづくりの新たな強みとして活かしていくことの必要性がうたわれた。こうした基本方針を受け、飯舘村深谷地区に建設予定の「復興拠点」（メガソーラー、道の駅等を内容とする）についても、単に外部資本参入のハード事業とするのではなく、その運営には村民ができる限り関わり、高齢者への生活支援サービスや地域内外への情報発信等を村民自身が主体となって取り組む拠点として積極的に位置づけていくことになった。

「帰る／帰らない」の二者択一を乗り越え、二地域居住や夏山冬里方式のような多様な暮らし方の選択肢をひろげるとともに、村民自らによる主体的な助け合いの仕組みを作ろうとする提案は、人と人との分断を乗り越えて、誰もが参加できる「新しいむらづくり」を希求する村民部会員の思いを土台にしたものであるが、これらの新たな提案が出てきた背景には、避難先で村民が様々に取り組んできた「小さな復興」の蓄積があった。避難先での営農や農産加工の再開、避難者と支援者のネットワークづくりといった村民主体の「小さな復興」の成果を、「第５版」では今後のむらの再生に積極的に活かしていくこととしたのである。その意味で「第５版」は、村民部会で提起された被災者自身の声に基づき、住民主導でよりしなやかな復興・回復（レジリエンス）を目指す「小さな復興」の重要性を改めて位置づけ直したものといえる。こうした「小さな復興」を積み上げていくことで、行政主導による「大文字の復興」と避難住民の思いとの間のギャップを埋め、より内発的な復興のあり方を住民・行政が共に議論する「公論形成の場」へと展開する可能性をも展望できる。

(7)農村女性起業の特性を生かした「小さな復興」

農村女性起業家たちによる「小さな復興」の取り組みは、震災前の農村女性起業活動と連続性を有している。多くの農村女性起業は、単に付加価値の増大による市場性、経済性の追求のみを目的としているのではなく、仲間や支援者、消費者との支え合いを通して自らの存在意味や生きがいを実感できるような働き方を目指す。市場性、経済性、効率性の追求による「６次化」が声高に叫ばれる一方で、利潤原理最優先へのオルタナティブとしての農村女性起業の意義を、被災地での実践を通して改めて確認することができた。

また、農村女性起業と支援者とのネットワークの重要性に関しては、避難指示区域のみならず、避難指示区域外の中通りや会津の農業者にとっても、震災以降に新たに生まれた支援者や地域社会との新たな連携が経営再開や活動の活性化につながっていることが明らかになった。

いま被災地では、被災した当事者自身が厳しい現実を見つめ、身近な人たちや外部の支援者とのネットワークの中から知恵を出し合って困難を乗り越えていこうとする「小さな自治」の営みが生まれている。農村女性起業家たちは、それらネットワークの結び目に立ち、被災住民の存在や尊厳をとりもどすために動き始めている。多様な他者との間に、互いの承認と支援の関係を築きながら取り組まれるこの「協同的な復興」は、避難者・被災者という枠を越えて、被災地から遠く離れた人びとをも巻き込みながら拡がり続けている。3.11 後の福島をはじめとした真の地方再生を構想するためには、農山漁村に生きる人びとと都市住民との間の確かな共感・信頼関係の上に立つ都市－農村関係の構築こそが求められているといえよう。

５．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計　4　件）

①岩崎由美子、女性農業者による地域活性化～「農村女性起業」を事例として～、『野菜情報』135、査読無、2015 年、pp.34-40
②岩崎由美子、避難女性農業者による「小さな復興の取り組み－福島県飯舘村を事例に－」、『協同組合研究誌　にじ』651、査読無、2015 年、pp.95-106
③岩崎由美子、原発災害からの地域再生の課題、『月刊 NOSAI』68-3、査読無、2015 年、pp.10-20
④岩崎由美子、活力ある農業委員会活動と地域農業の確立に向けて-女性農業委員への期待、『農政調査時報』570、査読無、2013 年、pp.46-52

〔図書〕（計　3　件）

①塩谷弘康・岩崎由美子、食と農でつなぐ－福島から、岩波書店、2014 年、216（77-146、150-155、173-180、191-212）
②塩谷弘康、鈴木龍也、前川佳夫、奥山恭子、林研三、大橋憲広、岩崎由美子、共生の法社会学－＜フクシマ＞後の社会と法、法律文化社、2014 年、206（167-202）
③萩原久美子、皆川満寿美、大沢真理、岩崎由美子　他 10 名、復興を取り戻す　発信する東北の女たち、岩波書店、2013 年、147（88-89）

６．研究組織

(1)研究代表者

岩崎　由美子（IWASAKI,Yumiko）
福島大学・行政政策学類・教授
研究者番号：80302313